第十九条の二中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国際会議場施設その他の都市の国際競争力の強化に資するものとして国土交通省令で定める施設（第三十条において「国際競争力強化施設」という。）の整備に関する事項を記載することができる。

第十九条の七第一項及び第五項中「第十九条の二第八項」を「第十九条の二第九項」に改める。

第十九条の八第二項、第十九条の九第二項、第十九条の十一第二項及び第十九条の十二第二項中「第十九条の二第十項」を「第十九条の二第十一項」に改める。

第十九条の十三第一項中「備蓄倉庫」の下に「、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第十九条の十八第一項中「この条において」を削り、「次項において」を「以下」に改める。

第二十二条第一項中「三月」を「二月」に、「四十五日」を「一月」に改める。

第二十九条第一項第一号ロ中「以下」の下に「このロにおいて」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「、民間都市開発法第十条中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号」と」を削り、「第二十九条第一項第一号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「及び第二号」を削る。

第三十条から第三十二条までを次のように改める。

（民間都市開発法の特例）

第三十条　民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であって認定事業（整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）であるものについての同号の規定の適用については、同号中「という。）」とあるのは、「という。）並びに都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画に記載された同条第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設」とする。

第三十一条及び第三十二条　削除

第三十六条第二項中「第百九条第二項において」を「以下」に改め、「十分の四十以上の数値を定めるものに限る。）」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の建築物の容積率の最高限度は、十分の四十以上の数値でなければならない。ただし、当該地区の区域を区分して同項の建築物の容積率の最高限度を定める場合にあっては、当該地区の区域を区分して定められた建築物の容積率の最高限度の数値にそれぞれの数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計を当該地区の全体の面積で除して得た数値が十分の四十以上であることをもって足りる。

第三十六条の二第一項中「特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化」を「都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用」に改める。

第四十五条の十三第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項ただし書中「次条第一項」を「以下この節」に改める。

第四章第七節に次の一款を加える。

第四款　非常用電気等供給施設協定

第四十五条の二十一　土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定（以下この条において「非常用電気等供給施設協定」という。）を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2　非常用電気等供給施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　非常用電気等供給施設協定の目的となる土地の区域及び非常用電気等供給施設の位置

二　前号の非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準

三　次に掲げる非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ　第一号の非常用電気等供給施設の規模

ロ　第一号の非常用電気等供給施設の制御及び作動状態の監視に関する事項

ハ　その他非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項

四　非常用電気等供給施設協定の有効期間

五　非常用電気等供給施設協定に違反した場合の措置

3　前節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、非常用電気等供給施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第四十五条の二十一第二項各号」と、「協定区域に」とあるのは「協定区域（第四十五条の二十一第二項第一号の土地の区域をいう。以下同じ。）に」と、同項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「非常用電気等供給施設の」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第四十五条の二十一第二項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

4　建築主事を置かない市町村の市町村長は、非常用電気等供給施設協定について前項において準用する第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、前項において準用する第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可をしようとするときは、前項において準用する第四十五条の三第二項（前項において準用する第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書を添えて協議するものとする。

第四十六条中第十六項を第十九項とし、第十五項を第十八項とし、第十四項を第十七項とし、第十三項を第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域内にある低未利用土地（居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。以下同じ。）であって、その有効かつ適切な利用の促進を図るために居住者等利用施設（緑地、広場、集会場その他の都市の居住者その他の者の利用に供する施設であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備及び管理が必要となると認められるものの区域並びに当該居住者等利用施設の整備及び管理に関する事項を記載することができる。

第四十六条中第十二項を第十四項とし、第十一項の次に次の二項を加える。

12　第二項第二号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るためその清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項を記載することができる。

13　市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第五十一条第一項中「第四十六条第十五項後段（同条第十九項」に改める。

第五章第三節に次の一款を加える。

第五款　都市公園の占用の許可の特例

第六十二条の二　第四十六条第十二項に規定する事項が記載された都市再生整備計画が同条第十八項前段（同条第十九項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許